

21長県大シ第31号  
平成21年5月15日

看護栄養学部  
教授 久木野 憲司 様

長崎県公立大学法人  
理事長 太田 博道



### 記録等の提出について

貴殿が代表取締役を務めるバイオラボ株式会社が経営破綻したことから、長崎県、長崎県議会、長崎市議会において、その破綻原因の調査・検証などが行われております。

この過程で、貴殿が本法人のサービスに関する規程や兼業の許可条件等に照らして必要な手続きを経ずに勤務時間中にバイオラボ関係の業務に従事していたことが明らかになってきておりますが、貴殿の平成19年出勤簿は勤務を要する日について全て出勤として捺印されているなど、バイオラボ株式会社の業務に従事した状況と大学での勤務の状況が矛盾しており誠に遺憾であります。

本法人としては、貴殿の勤務実態について正確に把握する必要がありますので、長崎県公立大学法人職員就業規則（平成17年規則第5号）第4条及び長崎県公立大学法人職員兼業規程（平成17年規程第7号）第11条の規定により、下記の記録等の写しを平成21年5月29日（金）までに提出されるよう求めます。

なお、下記の記録等は、③を除きバイオラボ株式会社破産管財人の管理下にあることを確認しております。

### 記

（提出を求める記録等）

平成15年度から平成21年度までの以下の記録等

- ①バイオラボ株式会社の株主総会、取締役会などの全議事録
- ②貴殿の出張関連資料（出張伺い、報告書、旅費支出明細など）
- ③法務省入国管理局の出帰国記録調査書
- ④その他業務日誌等貴殿がバイオラボ株式会社業務に従事したことを示す資料